

○伊豆市子ども医療費助成要綱

平成16年4月1日告示第37号

改正

平成16年11月30日告示第204号
平成18年3月31日告示第49号の5
平成18年12月12日告示第108号
平成19年6月19日告示第79号
平成19年11月29日告示第127号
平成19年12月14日告示第130号
平成20年4月24日告示第45号
平成21年3月16日告示第11号
平成22年9月6日告示第96号
平成24年3月22日告示第37号
平成25年4月1日告示第53号
平成26年3月25日告示第30号
平成28年12月22日告示第189号

伊豆市子ども医療費助成要綱

(目的)

第1条 この告示は、こどもの疾病を早期に発見し、早期に適切な治療を受けさせ、もって疾病の慢性化の予防を促進し、併せて保護者の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する医療費の助成を行い、こどもの健全な育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) こども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (3) 医療費 健康保険法第76条第2項、第85条第2項又は第88条第4項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた算定方法によりそれぞれ算定し合算した額をいう。
- (4) 保険給付 医療保険各法の規定する療養の給付、療養費、保険外併用療養費、特別療養費、家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。
- (5) 徴収額等 母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4の規定により徴収する額、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の20の規定による自己負担額、同法第56条第2項の規定により徴収する額（同法第50条第5号に掲げる費用に係るものに限る。）、同法第56条第5項の規定により支払いを命ずる額、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による自己負担額、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第31条の規定により徴収する額、特定疾患治療研究事業（昭和48年厚生省衛発第242号公衆衛生局長通知）第5の2の一部負担額又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第2項及び第37条の2の規定により負担させることとする額をいう。

(助成の対象及び助成額)

第3条 助成の対象は、こどもの入院及び通院に係る医療費並びに徴収額等とする。

2 助成額は、医療費から保険給付の額を控除した額及び徴収額等とする。

(助成額の返還)

第4条 市長は偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けた者があるときは、その者に対し、助成金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

(損害賠償との調整)

第5条 市長は、こども医療費の助成の対象となる者がこどもの当該治療に関し損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の修善寺町乳幼児医療費助成要綱（平成10年修善寺町告示第23号）、土肥町乳幼児医療費助成要綱（平成10年土肥町要綱第6号）、天城湯ケ島町乳幼児医療費助成事業要綱（平成12年天城湯ケ島町要綱第229号）又は中伊豆町乳幼児医療費助成要綱（平成10年中伊豆町告示第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年11月30日告示第204号）

この告示は、平成16年12月1日から施行し、同日以後の診療分から適用する。

附 則（平成18年3月31日告示第49号の5）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月12日告示第108号）

この告示は、公示の日から施行し、平成18年度分の助成金から適用する。ただし、改正後の第2条第4号の規定は、平成18年10月分の保険給付から適用する。

附 則（平成19年6月19日告示第79号）

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 「結核予防法（昭和26年法律第96号）第34条の規定により患者に負担させることとする額」を削る改正規定は、平成19年6月1日以後に療養を受けた医療費に係る助成金から適用し、同日前に療養を受けた医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成19年11月29日告示第127号）

この告示は、公示の日から施行し、平成19年度分の助成金から適用する。

附 則（平成19年12月14日告示第130号）

この告示は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年4月24日告示第45号）

この告示は、公示の日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則（平成21年3月16日告示第11号）

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊豆市こども医療費助成要綱の規定は、平成21年4月1日以後の受診に係る医療費の補助について適用し、同日前の受診に係る医療費の補助については、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月6日告示第96号）

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日告示第37号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊豆市子ども医療費助成要綱の規定は、平成24年4月1日以後の受診に係る医療費の助成について適用し、同日前の受診に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年4月1日告示第53号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日告示第30号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊豆市子ども医療費助成要綱の規定は、平成26年4月1日以降の受診に係る医療費について適用し、同日前の受診に係る医療費については、なお従前の例による。